

第2次芦屋市環境計画概要版

人と環境のすこやかな関わりを誇る都市・あしや
エコ・ライフ・ミュージアム



芦屋市

環境計画の概要

環境計画とは

芦屋市の環境に関する基本計画です。

「第3次芦屋市総合計画」の基本理念を受けつつ、市の諸計画に環境保全・創造面からの指針を示すとともに、市民・事業者・市の活動等を環境配慮型へ誘導していくことを目的とした計画です。

計画の対象範囲と目標年次

計画の対象範囲は、「自然環境」、「都市アメニティ」、「公害」、「地球環境」、「参画と協働」です。また、この計画は、おおむね平成26年度を目標年次としています。

計画の構成

芦屋市が「目指す環境の姿」を描き、その実現に向けた5つの「基本目標」と、基本目標の実現に向けた施策の方向性として、7つの「基本方針」を設定しています。

また、環境施策を推進するため、市民・事業者・市が、それぞれの活動の中で特に配慮して行動すべき事項として「環境配慮事項」を設定しており、環境施策の重点的かつ具体的な行動を示すための「行動計画」を策定します。

計画策定の視点

この計画は、5つの視点をもって策定しています。

- 地域の個性を活かす
- 生態系と次世代へ配慮する
- 地球環境保全に貢献する
- 循環型社会の構築を目指す
- 市民・事業者・市の参画と協働による、より良い環境の創造を目指す

基本目標の趣旨

芦屋エコライフの普及

芦屋市の環境課題や芦屋市が目指す環境の姿を共有し、それぞれの立場で実行すべき取組を考え、行動していくライフスタイルを芦屋エコライフと定義し、その普及を目指します。

人と自然とのふれあいの推進

芦屋市の自然が持つ潜在的価値を認識し、その保全及び創造に資する生活や事業活動の推進を目指します。なお、人と自然とのふれあいは、人が自然の価値を認識するために推進すべき活動ですが、自然に対して影響を与える側面を併せ持つことに配慮します。

環境への負荷の低減

人間の活動による環境への負荷は、私たちの暮らしに影響を与えるだけでなく、負の遺産として次世代にもたらされる恐れや、地球環境問題の要因となる恐れがあることを認識し、環境に与える負荷の少ない社会の実現を目指します。

美しいまちなみの保全

国際文化住宅都市という特性に配慮し、環境の保全という視点に立った、芦屋市の美しいまちなみの保全及び創造を目指します。

また、本計画においては、まちなみの美化及び緑化について特に重視します。

参画と協働の推進

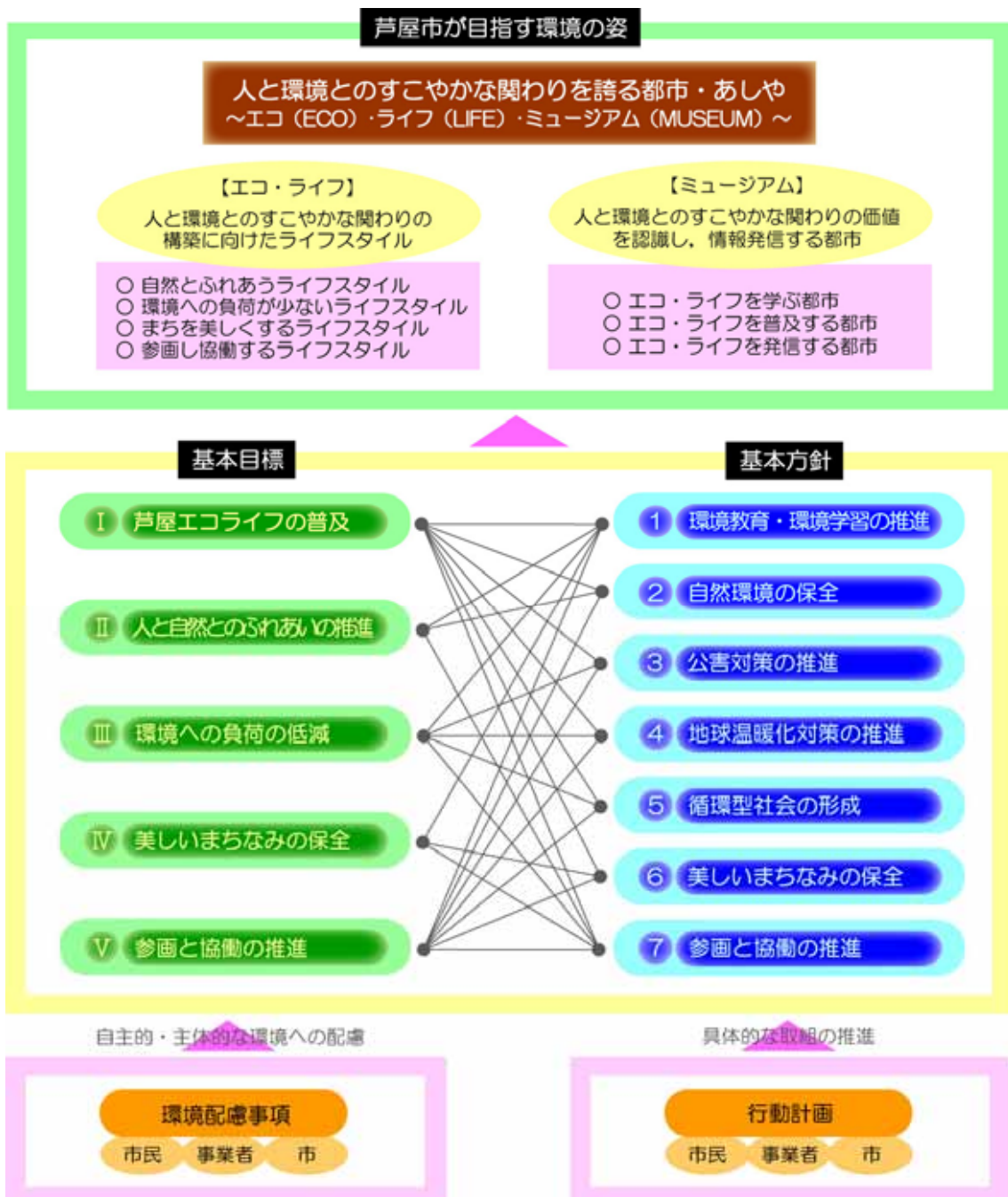
市民・事業者・市の各主体が、それぞれの立場を互いに尊重しながら、その特性に応じた取組を進め、良好な環境を保全・創造するため、参画と協働を推進します。

環境計画の体系

芦屋市が目指す環境の姿

「人と環境とのすこやかな関わり」とは、人が環境を健全な状態におくことによって、環境が人に快適な暮らしを提供してくれるという関わりを表現したものです。

この「人と環境とのすこやかな関わり」を市民・事業者・市が参画と協働により築き上げていく中で、その価値を認識し、芦屋の誇りとして他の地域に向けて情報発信するとの願いを込めたものです。



環境配慮事項とは

良好な環境を保全・創造していくためには、市民・事業者・市の各主体が、日常の生活や事業活動の中で、それぞれの役割を認識し、自主的・積極的に環境に配慮した行動を行うことが大切です。

環境に配慮した行動を効果的に行うためには、次に示す事項を繰り返して実践する必要があります。

本計画では、環境施策を推進していくために、市民、事業者、市が、それぞれの活動の中で特に配慮すべき事項（**環境配慮事項**）を主体別に示します。

環境配慮事項の詳しい内容については、「目標の実現に向けて（基本方針ごとの環境施策）」に記載しています。

知 る：環境に関連する様々な情報を“知る”

環境に関連する様々な情報とは、環境問題の現状、対策技術の開発・法整備・取組の現状、社会状況等の様々な情報です。

知る手段としては、新聞・テレビ等のマスメディアや環境学習会、地域のイベント、自らの行動による体験など様々なものが想定されます。



考 える：環境問題を解決していくために何をすべきか“考える”

考える視点は、以下のとおりです。

自らが何をすべきかという視点で考える。

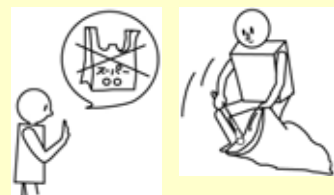
目的を見据えながら、まずは何からすべきかという視点で考える。

一面的に考えるのではなく、総合的な視点で考える。



行動する：環境問題の解決に向けて“行動する”

日常生活の中の様々な場面で、環境に配慮した行動をとることが重要であり、行動した後は、その結果を確認し、今後のとるべき行動に生かしていきます。



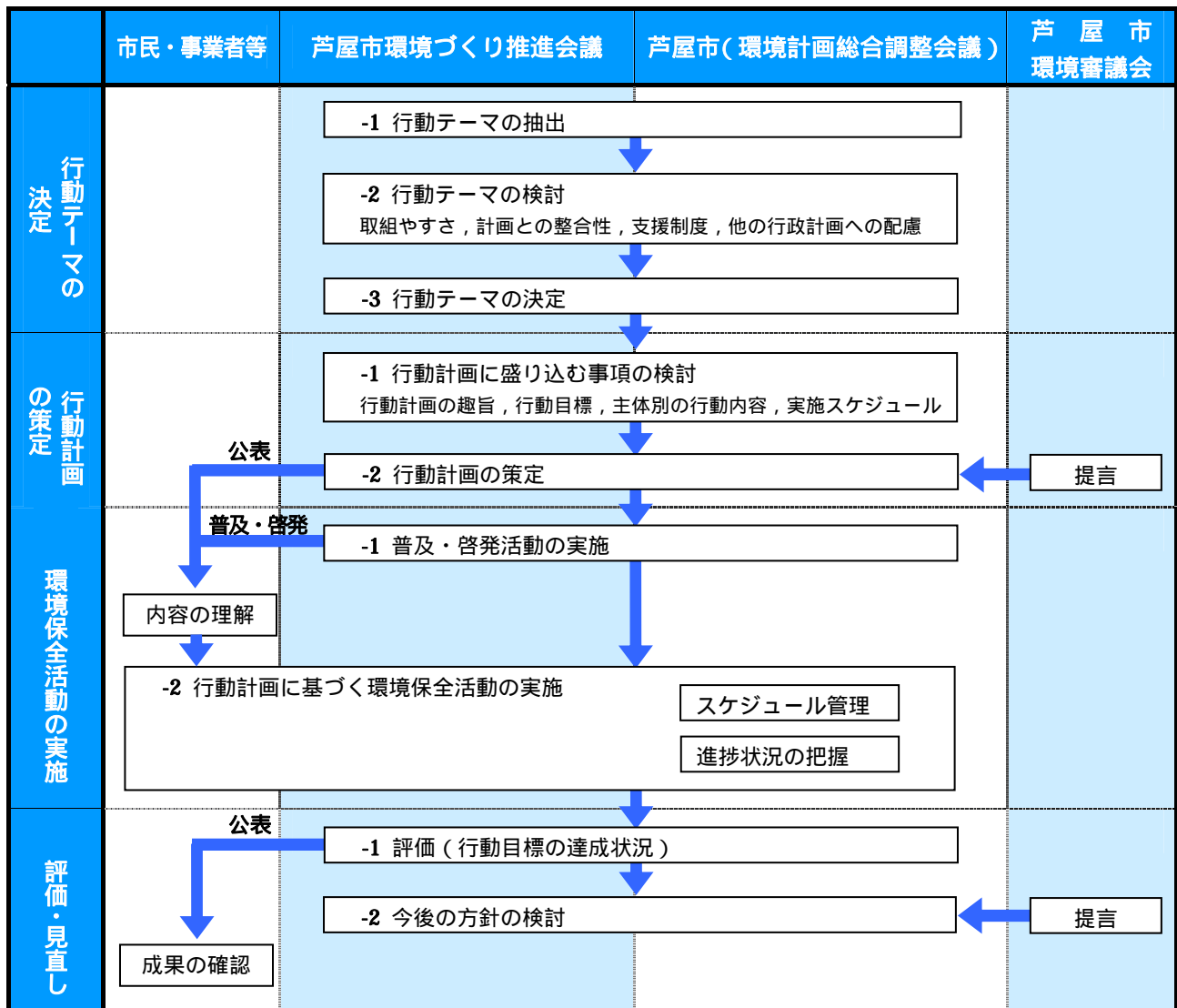
行動計画とは

本計画の基本方針に従った取組の実効性を高めるために、重点的かつ具体的な行動を示した計画（**行動計画**）を策定します。

行動計画は、「芦屋市環境計画総合調整会議」と「芦屋市環境づくり推進会議」が中心となり、平成17年度より策定します。（各種会議の位置付けについては最終頁参照）

行動計画の進め方は、以下のとおりです。これらの手順を繰り返すことで、本計画の推進をより効果的に進めていきます。

行動計画の進め方



次の段階（行動計画）へ

目標の実現に向けて(基本方針ごとの環境施策)

基本方針 1 環境教育・環境学習の推進

(1) 環境学習の推進

環境学習の推進体制づくり
 環境学習登録制度の導入
 環境学習への支援
 人材の育成

(2) 環境教育の推進

学校における環境教育の推進
 職場における環境教育の推進

(3) 環境学習の場の保全

環境学習の場の管理
 環境学習の場の整備

(4) 環境情報の充実

環境情報の把握
 環境情報の発信



親子星空観察会



芦屋川での水生生物調査

環境配慮事項

市民

- ・地域の活動（清掃活動など）に参加する。
- ・環境学習などの催しに参加する。
- ・環境保全活動のリーダーを育成するセミナーに参加する。
- ・学校の授業や環境活動を通じて学んだことを理解し、家庭や地域で実践する。
- ・事業者・市が行う環境保全活動を知る。
- ・芦屋の環境に関する情報を知る。
- ・芦屋の環境に関する情報を市に提供する。

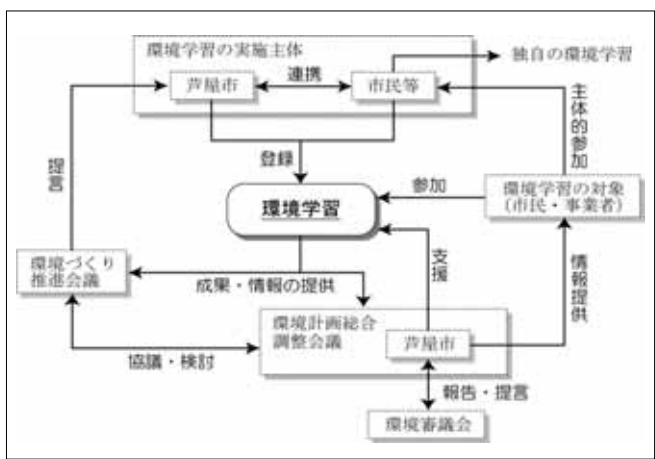
事業者

- ・地域の活動（清掃活動など）に参加する。
- ・従業員に対して、環境に関する研修を実施し、環境に配慮した行動や事業活動を啓発する。
- ・環境保全への取組や環境管理のあり方などの情報を提供する。
- ・芦屋の環境に関心を持つ。
- ・市民・市が行う環境保全活動に関心を持つ。

市

- ・環境教育・環境学習の推進方策に関する調査研究を行う。
- ・環境保全活動を率先して実施する。
- ・学校や地域において子どもたちが自主的に環境学習や環境活動を行える機会をつくる。
- ・職員に対して、環境に関する研修を実施し、環境に配慮した行動や事業活動を啓発する。
- ・市民・事業者が行う環境保全活動に関心を持つ。
- ・芦屋の環境に関する情報を収集・整理し、情報を広く提供する。
- ・芦屋市で行われるイベント、フォーラムなどの情報を把握する。

環境学習の推進体制



基本方針 2 自然環境の保全

(1) 自然環境の状況把握

生きものの生息状況の把握
保全すべき自然環境の抽出

(2) 生きものの生息環境の保全

六甲山系の自然環境の保全
生態系に配慮した生きものとの関わりの推進

(3) 人と自然とのふれあいの場の保全

六甲山におけるふれあい空間の保全
仲ノ池緑地におけるふれあい空間の保全
芦屋川・宮川におけるふれあい空間の保全
市街地における自然環境の増進
海辺におけるふれあい空間の保全



仲ノ池緑地



潮芦屋ビーチ



ハッチョウトンボ



サギスゲ



六甲山の山並み

環境配慮事項

市民

- ・動植物のむやみな採取は行わない。
- ・市域に生息する野生動植物に関心を持ち、大切にする。
- ・ため池や河川にブラックバスやブルーギルなどの移入種を放流しない。
- ・ペットや園芸品種などは適切に飼育・管理する。
- ・自然とのふれあいに努め、自然の重要性について考える。

事業者

- ・敷地内に緑地やピオトープを整備するよう努める。
- ・開発や工事を行う際には、自然環境への影響に配慮した事業を行う。
- ・ため池や河川にブラックバスやブルーギルなどの移入種を放流しない。
- ・ペットや園芸品種などは、適切に飼育・管理する。

市

- ・移入種などが持ち込まれないよう啓発に努める。
- ・貴重な動植物の保護に努める。
- ・地域の自然を活用した人と自然とのふれあいを推進する。
- ・国立公園や風致地区などの土地利用制度を活用し、自然環境の保全を推進する。
- ・開発や工事を行う際には、自然環境に配慮した計画・整備を行う。

基本方針 3 公害対策の推進

(1) 公害に関する環境情報の把握

大気質
騒音・振動・交通量
その他

(2) 自動車公害対策

公共交通機関の利用の促進
徒歩と自転車利用の促進
エコドライブの普及促進
低公害車の普及促進
自動車排出ガス対策の推進
国道43号及び阪神高速3号神戸線における
自動車公害対策
その他の主要な道路における自動車公害対策

(3) 大気汚染対策

固定発生源対策
緊急時の対策
悪臭対策

(4) 水質汚濁対策

生活排水による汚濁負荷の軽減
大阪湾の水質保全

(5) 騒音・振動対策

建設作業騒音・振動対策
生活騒音対策



環境測定車



環境配慮事項

市民

- ・自動車の使用を控え、バス・電車などの公共交通機関や自転車を利用する。
- ・自動車の運転をする際は、エコドライブに努める。
- ・自家用車を購入する際には、低燃費かつ低排出ガス車などの低公害車を選択する。
- ・生活排水対策に関する情報を知り、実践する。
- ・家庭から発せられる音が近隣への迷惑とならないように気を付ける。
- ・道路では、自動車やバイクの静かな走行に努める。

事業者

- ・自動車の運転をする際は、エコドライブに努める。
- ・業務用車両を購入する際には、低公害車の導入に努める。
- ・遠距離輸送時の鉄道利用や共同輸配送など、輸配送の効率化に努める。
- ・事業活動に伴って発生する大気汚染物質や悪臭の排出防止に努める。
- ・工事を行う際には、低騒音・低振動型の機械等の導入を図り、周辺への迷惑とならないように配慮する。
- ・道路では、自動車やバイクの静かな走行に努める。
- ・営業・商業宣伝騒音の抑制に努める。
- ・汚水や油を適切に処理する。

市

- ・公害に関する苦情に迅速に対応する。
- ・公共交通機関の充実や歩道・自転車道の整備のため、必要に応じて関係機関へ働きかける。
- ・エコドライブについて、情報を提供し、普及啓発を行う。
- ・事業者への低公害車の普及促進に努める。
- ・公用車を購入する際は、低公害車の導入に努める。
- ・自動車公害対策の調査研究に努め、関係機関に要望する。
- ・工事を行う際には、周辺への迷惑とならないように配慮する。
- ・道路の新設や改良時に、排水性舗装（低騒音舗装）の導入を検討する。
- ・市施設からの大気汚染物質・悪臭・騒音・振動の発生抑制に努める。
- ・家庭で実行できる生活排水対策について、情報を提供し、普及啓発を行う。
- ・事業者の活動による騒音・振動の発生抑制を指導する。

基本方針 4 地球温暖化対策の推進

(1) 市の率行的取組の推進

芦屋市環境保全率先実行計画の推進
推進状況の公表

(2) 参画と協働による地球温暖化対策の推進

協議場の設立
新エネルギー・省エネルギー設備導入の促進
省エネルギー活動の推進
緑化の推進
水循環の確保



芦屋市総合公園のハイブリッド型発電



岩園小学校の太陽光発電



環境家計簿（エコチェックカレンダー）

出典：兵庫県地球温暖化防止活動推進センター

省エネルギー活動の具体例

手順1 必要性を判断する

- エアコンや暖房器具の使用が必要かどうかよく考え、なるべく使用しない。
- 不必要な照明はつけない。

手順2 環境にやさしいものを選ぶ

- 交通手段を選ぶ。(自動車の利用は控え、公共交通機関や自転車・徒歩を選択する。)
- 購入する製品を選ぶ。(省エネルギー型の製品、環境ラベルの付いている製品など)
- 低公害車を選ぶ。(天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費・低排出ガス認定車など)

手順3 環境に負荷を与えないように使用する

- 電気、ガス、水道、用紙等を使用するときは、節約を心がける。
- 電灯や家電製品を利用するときは電源をこまめに切り、必要のないものは主電源を切る。
- 冷暖房器具を利用するときは、適正温度に設定する。(冷房 28 , 暖房 20)
- 自動車を利用するときは、エコドライブを心がける。
- めれたままのヤカンやナベを火にかけない。
- 風呂には間隔を置かずにつけて入り、追い炊きはしない。
- 炊飯ジャーの保温機能を長時間使用しない。
- 台所の給湯器の設定温度はなるべく低くする。
- 冷蔵庫にものを詰め込みすぎない。開けたらすぐに閉めるよう心がける。
- 風呂の残り湯を洗濯に用いる。

環境配慮事項

市民

- ・省資源・省エネルギー型の生活スタイルに努める。
- ・フロン類を含む製品の処理は、定められた方法を遵守する。
- ・生け垣緑化や屋上緑化など敷地内の緑化に努める。

事業者

- ・新エネルギー・省エネルギー設備の導入に努める。
- ・省資源・省エネルギーの実施に努める。
- ・フロン類を含む製品の処理は、定められた方法を遵守する。
- ・駐車場や敷地内には、透水性舗装や雨水浸透柵の設置に努める。
- ・屋上緑化・壁面緑化や緑地帯の整備など建物や敷地内の緑化に努める。

市

- ・芦屋市環境保全率先実行計画に基づき、率先した行動に努める。
- ・地球温暖化対策としての経済的手法や技術に関する調査研究を行う。
- ・新エネルギー・省エネルギー設備の導入に努める。
- ・フロン類などオゾン層破壊物質は、適切に処分する。
- ・森林・緑地の保全や育成を推進する。
- ・雨水や中水を有効利用できる設備の設置に努める。

基本方針 5 循環型社会の形成

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

目標の達成に向けた取組の推進
分別収集の推進
5 R 生活の推進
「リサイクル推進会議」による活動の推進
ごみの有料化の検討

(2) 適正な廃棄物処理の推進

廃棄物処理施設の適正運転
廃棄物処理施設の適正な維持・管理

(3) グリーン購入の推進

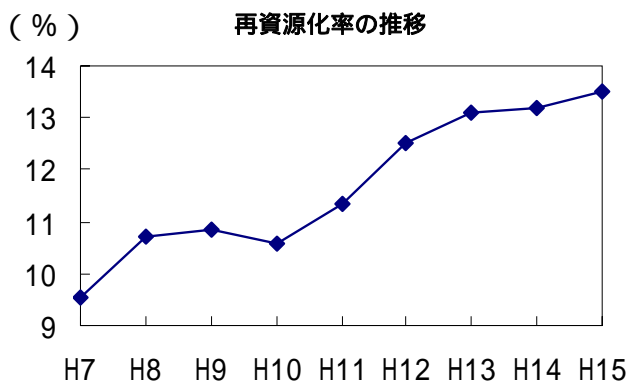
市のグリーン購入の推進
グリーンコンシューマーの育成
「スリム・リサイクル宣言の店」の拡大

(4) 不法投棄対策の推進

関係機関との連携による不法投棄対策
監視体制の強化
不法投棄に関する情報提供

5 R 生活の内容

- リデュース（ごみになるものを減らす。）
- リユース（繰り返し使う。）
- リサイクル（資源として使う。）
- リフューズ（不要なものは受け取らない。）
- リペア（修理して長く使う。）



出典：ごみ処理事業概要



環境配慮事項

市民

- ・ごみの分別を徹底し、ごみの減量化・資源化を図る。
- ・使い捨て商品を使わず、繰り返し何度も使う。
- ・故障した物は、できる限り修理して長く使う。
- ・生ごみの水切りに努める。
- ・グリーンコンシューマーとして活動する。
- ・不法投棄を行わない。
- ・不法投棄を発見した場合、速やかに、市の担当窓口に通報する。
- ・不法な野焼きや小型焼却炉によるごみの焼却は行わない。

事業者

- ・商品の過剰包装の見直しや買い物袋持参の呼び掛けを実施する。
- ・家電製品や家具の修理など、物の長期使用に向けたサービスの充実に努める。
- ・グリーン購入に努める。
- ・「スリム・リサイクル宣言の店」への加入に努める。
- ・不法投棄を行わない。
- ・不法な野焼きや小型焼却炉によるごみの焼却は行わない。
- ・事業活動から発生する廃棄物等の処理は、定められた方法を遵守する。

市

- ・ごみの減量化の方法や廃棄物の発生が少ない製品に関する情報を提供する。
- ・5 R 生活の推進に関する啓発に努める。
- ・資源ごみの回収を促進する。
- ・廃棄物の適正な処理を行う。
- ・物品を購入する際には、グリーン購入に努める。
- ・公共工事から発生する建設資材廃棄物等は、可能な限り再資源化に努める。

基本方針 6 美しいまちなみの保全

(1) 美しいまちなみの計画的な保全と創造

都市景観に配慮したまちづくり
緑ゆたかなまちづくり
歴史的・文化的資源を生かしたまちづくり
「芦屋庭園都市宣言」によるまちづくり
安全・安心に配慮したまちづくり

(2) 緑化の推進

公園・緑地の整備
道路緑化の推進
民有地緑化の推進

(3) まちなみの美化

美化意識の高揚
美観を損ねる行為の抑制
清掃活動の推進
駐輪対策



環境配慮事項

市民

- ・建築物等は、意匠、材料、色彩及び緑化などに配慮し、周辺のまちなみとの調和を図る。
- ・空地は、雑草の除去など近隣に配慮して適正に管理する。
- ・空き缶等のポイ捨て禁止、犬のふんの始末など、まちなみの美観に関わるマナーを守る。
- ・地域の緑化活動・環境美化活動に参加する。
- ・近隣の公園の維持管理に協力する。
- ・駐輪場所の情報などを把握し、他人の迷惑になる場所に自転車を置かない。

事業者

- ・建築物等は、意匠、材料、色彩及び緑化などに配慮し、周辺のまちなみとの調和を図る。
- ・空地は、雑草の除去など近隣に配慮して適正に管理する。
- ・屋外広告物等を設置する場合は、美観を損なうことがないように努める。
- ・景観を壊し、交通渋滞の原因にもなる違法駐車をしない。
- ・空き缶等のポイ捨て禁止など、従業員のマナーの高揚を図る。
- ・地域の緑化活動・環境美化活動に取り組む。

市

- ・各種制度・手法を活用して、住環境の保全・育成に努める。
- ・歴史的な景観、自然景観を保全する。
- ・市有地の緑化に努めるとともに、計画的な緑化の推進を図る。
- ・市有空地の適正管理に努めるとともに、空地の所有者に対して雑草の除去など適正に管理するよう啓発する。
- ・美化意識の高揚に努め、空き缶等のポイ捨てや落書き等の美観を損なう行為の抑制を図る。
- ・公共施設のデザイン等は景観に配慮したものとする。
- ・交通マナーの向上を図るとともに、駐輪施設の整備を検討する。

基本方針 7 参画と協働の推進

(1) 各主体における環境保全活動の推進

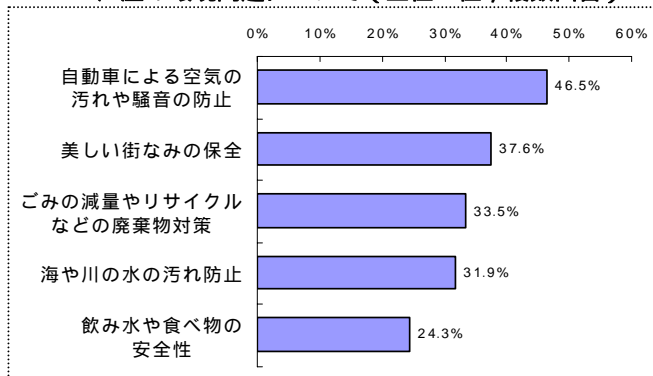
- 市民の役割
- 事業者の役割
- 市の役割

(2) 環境の保全・創造に向けた参画と協働の推進

「芦屋市環境づくり推進会議」における参画と協働
環境学習を通じた参画と協働



芦屋の環境問題について（上位5位，複数回答）



芦屋市の環境についてのアンケート調査（平成15年度）

環境配慮事項

市民

- 市民の役割を認識し、事業者・市とともに考え、行動する。

事業者

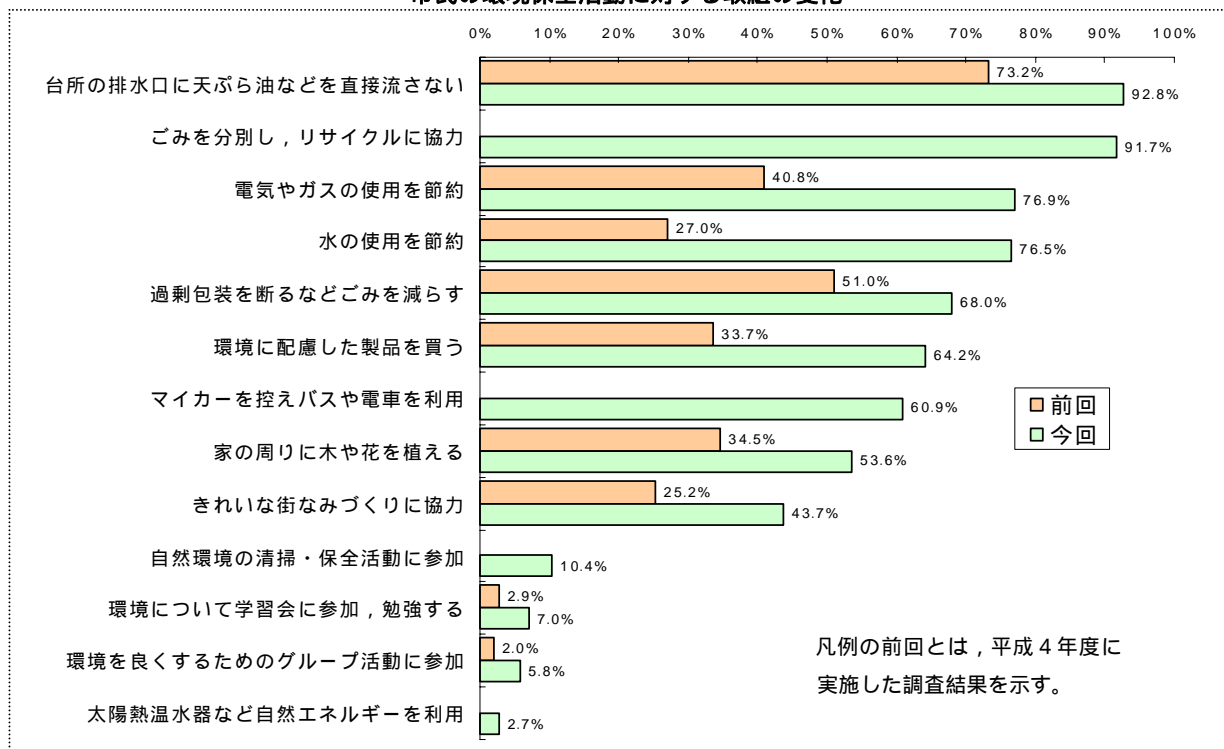
- 事業者の役割を認識し、市民・市とともに考え、行動する。

市

- 市の役割を認識し、市民・事業者とともに考え、行動する。

注）各主体の役割は、最終頁に記載しています。

市民の環境保全活動に対する取組の変化



凡例の前回とは、平成4年度に実施した調査結果を示す。

芦屋市の環境についてのアンケート調査（平成15年度）

計画の推進に向けて

▶ 各種会議の位置付け

芦屋市環境計画総合調整会議

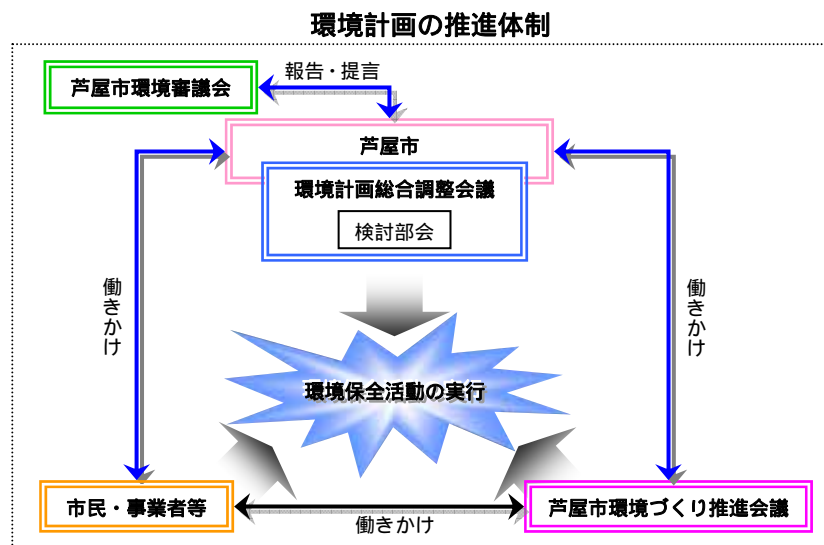
「芦屋市環境計画総合調整会議」は、本計画の目標を実現するため、各部局の意見を調整し、市全体の施策を総合的・計画的に推進するための組織とします。

芦屋市環境審議会

「芦屋市環境審議会」は、本計画の推進に関して、市より毎年度報告される状況に対して、専門的な見地から提言します。

芦屋市環境づくり推進会議

「芦屋市環境づくり推進会議」は、芦屋市の環境をよりよい方向に導くための活動について、市民・事業者・市が一体となって考え、行動するための中心的な組織とします。



▶ 環境計画の実施状況の公表

環境計画に示された施策の実施状況について、年次報告書を作成するとともに、その内容を公表します。

▶ 環境配慮事項の啓発

本計画に示した施策を推進していくために、市民・事業者・市が、それぞれの活動の中で特に配慮して行動すべき事項として設定した環境配慮事項を、「芦屋市環境計画総合調整会議」と「芦屋市環境づくり推進会議」が主体となり、市民・事業者・市に対して啓発します。

▶ 行動計画による計画の推進

本計画の基本方針に従った取組の実効性を高めるため、重点的かつ具体的な活動を示した計画（行動計画）を策定し、本計画の推進をより効果的に推進します。

人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや



市民・事業者・市の各主体が、それぞれの役割分担のもと、協働して、健全で恵み豊かな環境の保全に取り組みます。

市民の役割

- ・日常生活に伴って発生する環境への負荷の低減に努める。
- ・環境の保全に自ら努める。
- ・市が実施する環境保全を目的とした施策に協力するよう努める。

事業者の役割

- ・自らの責任と負担において、事業活動に伴う公害等の発生を防止するとともに、環境への負荷の低減に努める。
- ・物の製造、販売などを行う際には、その製品等の使用・廃棄に伴って発生する環境への負荷が低減するよう努める。
- ・再生資源などの環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用に努める。
- ・環境の保全に自ら努める。
- ・市が実施する環境保全を目的とした施策に協力する。

市の役割

- ・環境の保全に関する総合的な施策を策定し、実施する。
- ・施策の策定、実施に当たっては、市民・事業者の参画と協働により取り組む。
- ・事務・事業に伴って発生する環境への負荷の低減に努める。
- ・再生資源などの環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の調達に努める。

発行 芦屋市生活環境部総務課
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
TEL (0797) 38-2051
FAX (0797) 38-2162
<http://www.city.ashiya.hyogo.jp/>



古紙配合率100%再生紙を使用しています